

令和２年度第１回臨時評議員会議事要旨

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案第１号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事宇津木光次郎が令和２年３月３１日付で退任したことから、後任の理事として次の者を選任すること。
理事 小林 達哉（就任）
任期 令和２年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 島田 尚
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和２年４月１日（水）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 島田 尚
- 7 評議員総数５名

令和２年４月１日、理事長島田尚が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和２年４月１日までに評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、定款第１９条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

令和２年度定時評議員会議事要旨

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第２号 令和元年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び決算について

議案第３号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事島田尚が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、島田尚氏を理事として再度選任すること。

理事 島田 尚（重任）

任期 令和４年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第４号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事北川秀秋が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、北川秀秋氏を理事として再度選任すること。

理事 北川 秀秋（重任）

任期 令和４年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第５号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事箕輪久子が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、箕輪久子氏を理事として再度選任すること。

理事 箕輪 久子（重任）

任期 令和４年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第６号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事今井隆司が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、今井隆司氏を理事として再度選任すること。

理事 今井 隆司（重任）

任期 令和４年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第７号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
理事八田主税が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、八田主税氏を理事として再度選任すること。

理事 八田 主税（重任）

任期 令和４年５月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

議案第８号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事の選任について
前理事宇津木光次郎氏の補欠として選任された理事小林達哉が本定時評議員会の終結の時をもって退任するため、小林達哉氏を理事として再度選任すること。

理事 小林 達哉（重任）

任期 令和4年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第9号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事の選任について
監事櫻井欣吾が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、内山治彦氏を監事として選任すること。

監事 内山 治彦（就任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第10号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事の選任について
前監事小杉茂氏の補欠として選任された監事小林明信が本定時評議員会の終結の時をもって退任するため、小林明信氏を監事として再度選任すること。

監事 小林 明信（重任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第11号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員の選任について
評議員伊藤栄敏が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、伊藤栄敏氏を評議員として再度選任すること。

評議員 伊藤 栄敏（重任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第12号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員の選任について
評議員老川多加子が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、老川多加子氏を評議員として再度選任すること。

評議員 老川 多加子（重任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第13号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員の選任について
評議員岩淵祐二が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、岩淵祐二氏を評議員として再度選任すること。

評議員 岩淵 祐二（重任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第14号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員の選任について
評議員塚本憲一が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、相田英俊氏を評議員として選任すること。

評議員 相田 英俊（就任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで
議案第15号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員の選任について

評議員氏原貞夫が本定時評議員会の終結の時をもって任期満了により退任するため、菅野秀樹氏を評議員として選任すること。

評議員 菅野 秀樹（就任）

任期 令和6年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで

令和2年5月11日、理事長島田尚が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和2年5月11日までに評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、定款第19条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 島田 尚

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和2年5月11日（月）

4 報告があったものとみなされた事項の内容

報告第1号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画の進捗状況について

報告第2号 令和2年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画及び一般会計収支予算について

令和2年5月11日、理事長島田尚が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項について、上記の内容の資料を発したので、定款第20条に基づき、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされた。

5 評議員会への報告があったものとみなされた日

令和2年5月11日（月）

6 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 島田 尚

7 評議員総数5名

令和2年度第1回通常理事会議事要旨

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 議案第1号 令和元年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業報告及び決算について
 - 議案第2号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 島田 尚
 - 議案第3号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 北川 秀秋
 - 議案第4号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 箕輪 久子
 - 議案第5号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 今井 隆司
 - 議案第6号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 八田 主税
 - 議案第7号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
理事候補者 小林 達哉
 - 議案第8号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事候補者名簿について
監事候補者 内山 治彦
 - 議案第9号 一般財団法人調布市市民サービス公社監事候補者名簿について
監事候補者 小林 明信
 - 議案第10号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員候補者名簿について
評議員候補者 伊藤 栄敏
 - 議案第11号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員候補者名簿について
評議員候補者 老川 多加子
 - 議案第12号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員候補者名簿について
評議員候補者 岩渕 祐二
 - 議案第13号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員候補者名簿に

ついて

評議員候補者 相田 英俊

議案第 14 号 一般財団法人調布市市民サービス公社評議員候補者名簿に
ついて

評議員候補者 菅野 秀樹

議案第 15 号 令和 2 年度一般財団法人調布市市民サービス公社定時評議
員会の招集について

令和 2 年 4 月 28 日、理事長が、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 2 年 4 月 28 日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第 35 条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 島田 尚

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 2 年 4 月 28 日（火）

4 報告があったものとみなされた事項の内容

報告第 1 号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画令和元
年度下半期進捗状況等について

令和元年度一般財団法人調布市市民サービス公社補正予算

令和 2 年 4 月 28 日、理事長島田尚が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項について、上記の内容の資料を発したので、定款第 36 条に基づき、当該事項の理事会への報告があったものとみなされた。

5 理事会への報告があったものとみなされた日

令和 2 年 4 月 28 日（火）

6 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 島田 尚

7 理事総数 6 名

8 監事総数 2 名

令和２年度第１回臨時理事会議事要旨

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案第１６号 令和２年度一般財団法人調布市市民サービス公社定時評議員会決議の省略（書面決議）に関する目的事項の提案について
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 島田 尚
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和２年５月７日（木）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 島田 尚
- 7 理事総数 ６名
- 8 監事総数 ２名

令和２年５月７日、理事島田尚が、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和２年５月７日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事の全員から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第３５条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和２年度第２回臨時理事会議事要旨

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案第１７号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事長の選定について
理事島田尚を理事長（代表理事）として再度選任すること。
理事 島田 尚（重任）
議案第１８号 評議員会及び理事会の招集権者の順序について
第１順位 理事 今井 隆司
第２順位 理事 北川 秀秋
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 島田 尚
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和２年５月１１日（月）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 島田 尚
- 7 理事総数 6名
- 8 監事総数 2名

令和２年５月１１日、理事島田尚が、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和２年５月１１日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事の全員から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第３５条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和２年度第３回臨時理事会議事要旨

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案第１９号 令和２年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画の変更及び補正予算について
令和２年７月１３日，理事長島田尚が，理事及び監事の全員に対して，理事会の決議の目的である事項について，上記の内容の提案書を発し，当該提案につき令和２年７月１７日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を，また監事の全員から文書により異議がない旨の意思表示を得たので，定款第３５条に基づき，当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 島田 尚
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和２年７月１７日（金）
- 4 報告があったものとみなされた事項の内容
令和２年度一般財団法人調布市市民サービス公社補正予算
令和２年７月１３日，理事長島田尚が，理事及び監事の全員に対して，理事会に報告すべき事項について，上記の内容の資料を発したので，定款第３６条に基づき，当該事項の理事会への報告があったものとみなされた。
- 5 理事会への報告があったものとみなされた日
令和２年７月１７日（金）
- 6 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 島田 尚
- 7 理事総数 ６名
- 8 監事総数 ２名

令和2年度第4回臨時理事会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年10月30日（金）
午前10時00分から午前10時59分まで
- 2 場所 調布市役所5階 特別会議室
- 3 理事総数 6名
- 4 出席理事数 6名
（出席理事） 島田尚（議長）、北川秀秋、箕輪久子、今井隆司、
八田主税、小林達哉
（出席監事） 内山治彦、小林明信

5 議事の経過の要領及び結果

(1) 定足数の確認

本日の理事会が定款第33条に定める定足数を満たしていることを確認し、議案の審議に入った。

(2) 報告第2号 令和2年度上半期理事長の職務執行状況について

＜理事長からの説明＞

法人運営に関する事項について

1. 令和元年度の中期経営計画の実績をホームページで公表するとともに、令和2年度の計画を踏まえて取組を推進した。
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市等と連携を図り、施設等の貸出停止や休館、業務の縮小などに対応した。事務局では、嘱託職員等の勤務調整や在宅勤務の試行導入などを行いながら感染防止に努めた。また、通常理事会及び定時評議員会は、理事、監事、評議員の理解、協力を得て、決議の省略により開催した。その他、受託施設等の勤務者で、勤務時間縮小などの影響を受けた職員には、国で制度化された「休業支援金・給付金」について、事務局でまとめて96人分を一括申請した。

事業運営に関する事項について

1. 市民サービス事業・管理運営事業を市等から受託し、所管課や協力事業者等と連携しながら効果的・効率的に業務を実施した。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市等と連携を図り、受託施設等の利用停止や休館、業務の縮小などに対応した。
2. 新たに7月から市福祉健康部健康推進課より児童等の見守り事業を受託・開始した。
3. 8月からの調布西第3自転車駐車場の開設に対応した。なお、ここで使用するゲートは、閉鎖したつつじヶ丘東自転車等駐車場から移設した。
4. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、夏季における市民プールの開催が見送りとなったが、次年度に備え、設備メンテナンス等は実施した。また、市教育委員会主催の中学生の職場体験のほか、ちょうふ若

者サポートステーション等の就業体験の実施も見送られた。

< 質疑等 >

監事：コロナによって実際に予定していた業務がなくなり、様々な雇用形態がある職員に対する休業補償の適用に際して、判断に苦慮したのではないか。

事務局：4月から6月にかけて、業務の縮小や休館が発生し、影響を受けた職員96名については、休業に関する理解を得ながら、国の休業支援制度を使って、9月中旬にまとめて一括申請した。

理事：現在の施設の稼働状況はどうなっているのか。

事務局：感染防止対策を徹底しており、職員に対する負担はあるが、施設の稼働は通常どおりとなっている。

理事：駐車場や駐輪場の使用料収入の状況はどうなっているのか。

事務局：駐輪場の使用料収入は大きく落ち込んでいる。現在も普段の7割位までしか戻っておらず、まだ、影響を受けている状況である。

理事：施設におけるコロナ対策として、どのようなことを行っているのか。

事務局：アクリル板の設置や、マスクやアルコール消毒液の配付を行っている。

理事：予算の執行は計画通りか。

事務局：収入は予定通りであるが、支出に関しては、緊急事態宣言による休館や業務縮小の影響を受け、平常時と比較し、執行率は低くなっている。その主な要因は、施設の休館等に伴い、職員の配置を行わなかったことにより、人件費支出が減少したことなどである。

理事：コロナの影響によって、駐輪場収入については、様々な変動要因があり、今後の予測も難しい状況であることは理解できる。在宅勤務を試行しているとのことだが、どのような効果が出ているか。

事務局：緊急事態宣言下では、班別交替制を採用し、半数出勤、半数在宅という体制をとった。現在は、フルタイム勤務の職員を中心に週1回の在宅勤務を実施している。出勤者と在宅勤務者を係内、係間で調整し、業務運営に支障のないようにしている。また、在宅勤務による業務の成果を月毎に確認している。なお、テレワーク環境の充実のために、東京都が実施する事業継続緊急対策（テレワーク）助成金の申請を行い、先週、テレワークの環境整備資金として200万円程度の助成が決定した。専用パソコン等の導入を急ぎ、今後のテレワークに活用していきたいと考えている。

理事：コロナに関しては，第三波も予想されるので，テレワーク環境の構築に向けて，尽力してもらいたい。そして，テレワークの際には，個人情報等の取扱いなどに十分気をつけながら実施することを併せて願います。

理事：休業支援金の申請については，法律相談等を通じて労働者保護の観点から最大限の努力を模索した結果であり，評価すべきものであると考えている。質問として，施設従事者には高齢者が多いが，職員の健康を守るという観点から何か行ったことはあるか。

事務局：マスクなどの配付を行った。他に，施設従事者には，毎日検温をさせ，報告を義務づけている。体調に異常があった場合は，直ちに事務局に報告することになっている。

理事：気をつけていても陽性者が出てしまうことはあるので，様々な備えをお願いします。市においても職員の感染事例があるので，その際の対応については，情報を共有したいと思う。

理事：施設の貸出，休館等の対応については，市と連携して行っているとの話があった。市としては，ガイドラインを設けて，施設の開館，閉館について，都度，庁内で検討している。緊急事態宣言下では，施設を閉館することとしたが，少しずつガイドラインを改定して，現在に至っている。これまで公社にはきめ細かな対応してもらいながら，10月以降ようやく通常営業ができつつあるが，今後も，より一層の連携をお願いします。

(3) 報告第3号 一般財団法人調布市市民サービス公社中期経営計画令和2年度上半期進捗状況等について

<事務局からの報告>

令和2年度は4年計画の2年目を迎えたところであり，経営目標である「高い信頼性・透明性を備え，市からの受託事業をとおして地域社会の発展に貢献する法人」の確立に向けて，3つの視点を踏まえ，11の項目に取り組んでいる。実績については，公社ホームページで公開している。

今年度上半期は，新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中での取組であった。主な実績としては，まず，受託事業における効率化の推進の項目で，令和元年度から検討を進めてきた組織の見直しや人材リソース活用による効率的な事業運営の実践があり，市民や市の要望に応えるべく取り組んでいる。また，受託事業に関する取組の検証の項目では，新たに施設管理事業の主要な4事業に関して年間イベントやコア業務を抽出した工程表を策定し，事業係内に加え，公社内のQC委員会で情報共有を開始した。複数の事業についてのイベントやコア業務を年間・横串に見える化することで，業務の平準化や効率化に資する取組が

進められることができたと考えている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組として、受託事業におけるサービスの向上・充実の取組が挙げられる。毎年、公社が提供するサービスの客観的な効果測定として利用者満足度調査を実施し、事業運営の改善に繋げているが、施設窓口等で行っているアンケート手法が、人の密集や備品類の安全管理にリスクが生じることに加え、施設従事者の業務として定期的な換気・巡回や施設内消毒などの対応が増加していることも踏まえ、今年度の実施は見送らざるを得ないと考えている。また、就労体験に関する取組の推進については、市教育員会による中学生の職場体験の中止の他、ちょうふ若者サポートステーション等の支援団体からの受入要請も今年度はない状況である。さらに、地域や団体等との連携や職員のOFF-JTは、延期せざるを得ない状況であった。新型コロナウイルス感染症の第三波も懸念されており、下半期に全てをリカバリーできる状況ではないが、OFF-JTなどはWeb研修に切り替えるなど工夫しながら進めていく予定である。

<質疑等>

理事：利用者満足度調査について、コロナ禍においては対面実施が難しいとのことであるが、Webアンケートに切り替えるという考えはないのか。

事務局：事務局で行われたQC委員会の中でも、ITを活用したアンケートについて、意見が出たところである。今後、ITによるアンケート手法を研究していくこととした。

理事：私の会社では、従業員にアンケートを行う時は、ITを活用して行っている。費用がかからないものもあるので、アンケート手法について研究してもらいたい。

事務局：アンケートの回答者は若者から高齢者まで多種多様であり、ITに慣れていない人のことも踏まえながら、手法の検討を行いたい。

理事：就業体験などの取組についてであるが、上半期になかなか実施できなかったことについては理解できる。しかし、そのような状況下でも、ちょうふ若者サポートステーションや障がい者団体との連携・協議は継続してもらいたい。下半期に向けて、検討していることがあったら教えて欲しい。

事務局：ちょうふ若者サポートステーションとは、今月から協議を開始している。また、特別支援学校については、今月、東京都から職場体験受入れに関するアンケートが届き、事務局での受入れが可能であることを伝えている。

理事：短期間でも職場体験の機会を作ることが大事である。職場体験の充実は、公社ならではの取組であると考えているので、いつでも受入れられる準備だけはして欲しい。

理事：地域や団体との連携についてであるが、公社の存在意義を認知してもらう重要な機会であると考えている。中期経営計画では、公社が地域社会のためにどのような貢献ができるのかを検証しながら、組織の価値を高めていくことがテーマの一つとなっている。まずは、公社の事務局がある国領地区を中心に顔の見える関係作りを進めて、全市に広げていく取組を行っていただきたい。下半期は国領地区で行われるイベントへの参加も検討していただきたい。地域や団体との連携で、現在、他に検討していることがあれば教えて欲しい。また、公社のイメージアップのために、駐輪場などで、あいさつ運動を行ったらどうか。

事務局：地域や団体との連携であるが、国領地区や仙川地区において、今までご協力いただいていた評議員等と連携して、イベント等への参加を模索していたが、上半期は、コロナ禍でイベントの中止が相次ぎ、機会が得られなかった。今後も、引き続き、情報を得ながら、お手伝いできることを考えていきたいと思う。あいさつ運動については、調布市シルバー人材センターと連携し、事業係を中心に取組強化を図っているところである。

理事：改善への取組は、今後も継続してもらいたい。来年度については、市税収入の大幅な減少が見込まれている。公社にもコスト縮減の意識を持ってもらいたい。また、市民雇用について、特に障がい者雇用に力を入れて欲しい。障がい者の法定雇用率を満たせばそれで終わりではなく、更に雇用を増やしていく意識を持っていただくようお願いしたい。

理事：障がい者支援については、コロナの影響によって、職場体験が減っており、不安に思っている保護者が多い。また、就職についても採用抑制が行われるのではないかという不安がある。市の方で障がい者の就職支援をお願いしたい。

(4) その他

事務局から以下の内容について説明した。

- ・令和2年度9月までの予算補正について

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時59分に閉会した。

令和2年度第2回通常理事会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年3月29日（月）
午後1時30分から午後2時16分まで
- 2 場所 調布市役所5階 特別会議室
- 3 理事総数 6名
- 4 出席理事数 5名
（出席理事） 島田尚（議長）、北川秀秋、箕輪久子、今井隆司、
小林達哉
（出席監事） 内山治彦、小林明信
- 5 議事の経過の要領及び結果
 - (1) 定足数の確認
本日の理事会が定款第33条に定める定足数を満たしていることを確認し、議案の審議に入った。
 - (2) 議案第20号 令和3年度一般財団法人調布市市民サービス公社事業計画及び一般会計収支予算について

<事務局からの説明>

4年間の中期経営計画の折り返しとなる令和3年度の基本方針は、これまでの取組実績を踏まえた課題を整理しつつ、引き続き、公社の存在意義を高めていくことである。取組の中心となる視点は「受託事業におけるサービス向上・充実、効率化の推進」、「地域貢献の推進」、「組織の活性化」の3点であり、経営計画の最終年度である令和4年度の目標である「高い信頼性・透明性を備え、市からの受託事業をとおして地域社会の発展に寄与する法人」の確立に向けて努力していく。なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、基本的に感染症対策を継続しつつ、市や関係団体と連携を密にしていく。

基本方針に基づく令和3年度の具体的な取組内容は、(1)の受託事業におけるサービスの向上・充実、効率化の推進の視点では、引き続き受託事業における創意工夫や提案等に積極的に取り組むとともに効率化や適切な事務処理に努める。これらの取組を進めつつ、事業所管課等と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策を図っていく。

(2)の地域貢献の推進の視点では、従来からの取組を継承・強化する内容となっており、市民雇用や障がい者の就労支援などの公社の設立目的を踏まえた重要な取組を進めていく。(3)の組織の活性化の視点では、公社の認知度向上に向けて、ホームページの活用や地域で活動する多様な主体との連携、組織の要である職員のスキルアップ・意欲向上に加え、良好な職場環境の維持に努めていく。

13の市民サービス事業の実施方針では、予算額は、市との契約予定額であり、総額8857万円余で、前年度と同規模となっている。

なお、新たに図書館から受託予定の図書館分館等整備事業を計画している。本事業は、公社の営繕チームを活用することで、効率的に進められると考えている。8の管理運営事業の実施方針では、予算額は4億7729万円余で、昨年度から3609万円余の減額となっている。こちらは戦略的に市と連携し、業務内容の変更・効率化等に取り組み、経費の縮減に努めたことによるものである。主に自転車等駐車対策事業や自動車駐車場事業及び地域福祉センター事業を対象に進めた。

最後に、事業計画を実行するための収支予算書の内容であるが、収入面の「事業活動収入計」は、6億5219万円余で前年度と比較し3628万円余、率にして5.3%の減収となっている。その主な要因は、主に管理運営事業での経費縮減によるものとなっている。連動する支出面では、事業人件費支出や事業委託費を大幅に縮減した。なお、事務局運営経費等に充てられる管理費支出や管理事務費支出は、昨年度とほぼ同規模となっている。

<質疑等>

監事：予算書では、インフォメーションコーナー事業は1番目にあるが、事業計画書では3番目にあり、事業名と予算書の順番が一致していない理由は何か。

事務局：事業計画書を作成するソフトと予算書を作成するソフトが連動しておらず、完全に一致させることが困難な状況となっている。詳細を説明すると予算書を作成する会計専用ソフトは、科目設定変更等に制限があり、エクセルのように容易に変更することが困難である。逆にエクセルで作成しているこの事業計画書を会計専用ソフトの設定に合わせることは可能であるが、計画資料として長年このスタイルを継続していることから、見慣れた資料としての価値が発生していると考えるので、その変更には関係各所との協議が必要になる。今後改善を検討したい。

理事：新規事業である図書館分館等整備事業について、営繕チームの活用によって、この事業を行うとの説明があった。公社において植木の水やりや落ち葉拾い等で業務実績のある福祉作業所等を活用してはどうか。

事務局：今回の剪定、草刈り業務は、実施スケジュールが厳しく、機械を使って効率的に行うため、営繕チームの活用を考えている。機械を使わず、スケジュールにゆとりがあるところでは、福祉作業所等に協力していただいている。条件的に無理がない範囲で、福祉作業所等を積極的に活用したい。

理事：福祉作業所等は、このコロナ禍で仕事が減っている現状がある。回復の見通しも立っていない。何かあったら福祉作

業所等の活用をお願いする。

監事：自転車等駐車対策事業が昨年度比で3000万円減額されているが、この減額要因は何か。

事務局：市と公社が連携をして、駅前の放置自転車を大幅に減らすことができた。3～4年前の放置自転車の撤去数は約1万5000台/年間であったが、現在は約5000台/年間までに減っている。市の施策の動向やこれまでの取組を見直すことによって、3000万円を減額することができた。

監事：3000万円の減額は、公社にとって経営面で大きな出来事であるので注視したい。

理事：公社の設立趣旨や存在意義を考える中で、地域貢献は重要事項であると考えている。市民雇用はその一つであると思うが、現在の雇用人数を教えて欲しい。また、障がい者の就労機会の確保ということを中期経営計画に掲げているが、現在の雇用人数を教えて欲しい。障がい者雇用については、法定雇用率があると思うが、現在必要雇用数はどれくらいとなっているのか。

事務局：公社全体の雇用は約170名、施設等に従事している職員は約150名である。障者雇用促進法が公社に適用される雇用率は2.2%となっており、1名の雇用が義務づけられている。現在、法定雇用率の算定対象となっている障がい者を1名雇用しており義務を果たしている。また、令和3年4月から法定雇用率が2.3%に引き上がる予定となっているが、その場合でも公社は、従前と同じく1名の雇用が義務づけられており、現在雇用している障がい者が4月以降も雇用契約を更新する予定であることから、法定雇用率は達成する見込みとなっている。公社は、障がい者の雇用確保や就労機会の提供を推進していることから、法定雇用率に関わらず、雇用数を増加させたいと考えている。活躍の場の創設、業務の切り出し、定着支援等様々な課題に向き合い、障がい者の方のニーズを踏まえて、どのような貢献ができるか社内で検討しているところである。

理事：法定雇用率に限らず、1人でも多くの障がい者の雇用を考えながら活動して欲しい。今後、地域貢献になっていくものだと思う。1人でも多くの障がい者の雇用が行われることを期待したい。

<結果>

議案第20号については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

- (3) 議案第 2 1 号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
- (4) 議案第 2 2 号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について
- (5) 議案第 2 3 号 一般財団法人調布市市民サービス公社理事候補者名簿について

議案第 2 1 号から議案第 2 3 号までについては、一括して議案の説明をすることとする旨、議長から提案し、出席理事全員の了承のもと、審議に入った。

<事務局からの説明>

今井理事、八田理事、小林理事より本年 3 月 3 1 日に退任したい旨の申し出があり、後任の理事候補者として「小柳栄（こやなぎさかえ）氏」田波利明（たなみとしあき）氏」「八角千里（やすみちさと）氏」の選任を提案する。任期は、前任の理事の任期が満了となる令和 4 年度定時評議員会終結までである。

<質疑等>

なし。

<結果>

議案第 2 1 号については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<結果>

議案第 2 2 号については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

<結果>

議案第 2 3 号については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

- (6) 議案第 2 4 号 令和 3 年度一般財団法人調布市市民サービス公社第 1 回臨時評議員会決議の省略（書面決議）に関する目的事項の提案について

<事務局からの説明>

現下の様々な状況から、早期に評議員会を招集することが困難なため、評議員に書面による同意を求めたく、定款第 1 9 条に基づき評議員会の決議の省略を提案する。提案内容は、理事 3 名の選任である。

<質疑等>

なし。

<結果>

議案第 2 4 号については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

- (5) 報告第 3 号 令和 2 年度下半期理事長の職務執行状況について

<理事長からの説明>

法人運営に関する事項として、中期経営計画の各種取組を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に注力したため、従事者向け集合研修や職員のOFF-JT、利用者満足度調査、若者や障がい者を対象とした職場体験を中止するなど大きく制限せざるを得なかった。東京都の助成金を活用し、テレワーク勤務に有用なリモートパソコン15台を準備し、令和3年1月から稼働させた。同時期に発令された緊急事態宣言下では、事務局の出勤率を概ね3割までに抑えることが出来た。市等からの受託事業においては、令和3年1月から再度発令された緊急事態宣言に対応し、夜間の施設の貸出中止や業務縮小などの措置を行った。

事業運営に関する事項では、市民サービス事業・管理運営事業を市等から受託し、所管課等や協力事業者等と連携しながら効果的・効率的に業務を実施した。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市等と連携を図り、夜間の施設の貸出中止や業務の縮小などの措置を行った。市民農園事業においては、令和3年4月から利用可能となる7農園の整備や申込受付・データベース化・当落通知送付などの手続きを行った。なお、7農園の平均の申込倍率は2.2倍であった。令和2年12月末で、つつじヶ丘南第2自転車等駐車を閉鎖し、管理室をつつじヶ丘保管所隣のつつじヶ丘駅西第3自転車等駐車場に移設した。新型コロナウイルス感染症拡大防止に注力しながら、中期経営計画の内容を踏まえた事業運営の推進に努めた。

指示事項等では、令和3年度見積事務においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、厳しい市財政に出来る限り貢献するため、仕様の見直し等によってコスト縮減を検討するよう指示した。中期経営計画に関する取組の推進では、中期経営計画に位置付けた取組（令和2年度の計画）の推進を指示した。

<質疑等>

理事：市民農園の申込倍率が2.2倍だったという説明があった。例年、このくらいの水準の申込みがあるのか。また、1農園につき、どのくらいの区画があるのか。

事務局：例年、このくらいの申込みがある。今年度は、例年よりも多い7農園の使用者の募集を行った。データ入力は、福祉作業所等連絡会の作業所に行ってもらった。区画数は約300であり、1区画の面積は、おおむね15平方メートル又は21平方メートルである。

理事：新型コロナウイルス感染拡大で「おうち時間」が増えたため、家庭菜園の需要が高まっているという話を聞いた。市民農園を使用したいという市民も増えていくものだと思うので、ニーズに応えられるような取組をお願いします。

理事長：市民農園は、種まきから収穫まで自分で行うものである。ある程度経験を積まないと収穫まで行かないこともある。

理事：農園の土では納得がいかない場合、自分で土を持ってくる場合もあるのか。

理事長：そのとおりである。それぞれが収穫に向けて工夫をしている。

監事：リモートパソコン15台は、収支計算書の中の事業活動支出の備品購入費支出と関連するものであるという理解でよいのか。また、リモートパソコン15台で出勤率を3割まで抑えることができたということだが、どのように抑えることができたのか。

事務局：1つ目の質問については、事業活動支出の中の、助成金等支出の備品購入費支出と関連がある。この助成金受給の経緯であるが、昨年春から夏にかけて、新型コロナウイルス感染防止対策が特に求められる中、同時に業務を安定的に継続しなければならないという課題があった。本部機能のある事務局の閉鎖は、事業運営における最大のリスクであり、事務局にテレワーク環境を導入することを検討した。その検討過程の中で、東京都が事業継続緊急対策（テレワーク）助成金の募集を行っていることを6月にキャッチした。この助成金は、テレワークを導入する都内の中小企業等に対して、導入に必要な機器やソフトウェア等の経費を助成するものであるが、助成対象事業者であることを確認後、早急に申請手続きを行い、10月に約200万円の支給決定があった。これを財源として、テレワーク環境を構築した。2つ目の質問についてであるが、公社が構築したテレワーク環境は、VPN（Virtual Private Network）という仮想専用線を使って、外から事務局のサーバや業務システムにアクセスでき、事務局にいる時と同じように業務を行うことができるものである。出社している時と同じ効率で業務を行える環境を作ることで、事務局に出勤する職員の数も平均3割程度まで減らし、感染防止と事業継続の両方を実現できている。なお、出勤率3割というのは、あくまでも事務局職員の出勤率ということであり、施設等現場従事者に対して、このような措置はとっていない。

理事：コロナの影響で勤務時間が減った職員に対して、国の支援金の情報をつかんで、減収分の収入を補填するような手続きを事務局が代行した。このことは市の監理団体として見本となる取組であったと考えている。先ほど説明があったが、国や都の動向を常にチェックし、新しい情報をいち早くつかんで、申請等の手続きを行うといった公社の能動的な態度は素晴らしいと思う。こういった取組実績をホームページ等で発信していくことを考えても良いと思う。

公社から市の基本計画策定庁内検討PT会議に職員を出してもらっているが、業務時間を工夫して参加してもらっていることに感謝したい。10年前に基本計画を作った時も参加してもらい有難かった。こういった会議への参加は、市民や市の職員との交流にもなり、良い機会だと思う。事務局が若い職員を育てようとする意識を感じる。引き続きお願いしたい。

理事：コロナ禍で公共施設を開けるか開けないか等、公共施設をどのように管理運営していくかということが課題であった。市の判断には無理難題があったと思うが、公社はそれに適切に対応してくれた。今後もしばらくコロナ対策は必要であり、いろいろとお願いする場面が出てくると思うが、情報共有しながら引き続き協力いただきたい。

(6) 報告第4号 災害時における調布市との連携協力について

<事務局からの説明>

市の監理団体であり、且つ、多くの施設を管理している公社は、令和元年10月の台風19号の対応を経験して、非常時の市との連携強化や日頃の準備が重要であることを教訓とした。公社では市の施設を60箇所ほど管理していることから150人程の職員を配置している。また、その多くは市民であり、地域に貢献したいという動機で入社された方が多数勤務しており、その市民の力を結集し非常時に地域に貢献することは、公社の理念と合致するところであり、公社の責務であると考えている。そして、その力を生かすためにも、非常時の連絡方法、行動手順、日頃の準備、補償等を事前に取り決めておくことは必須である。いかに非常時に職員が躊躇なく適切な行動を起こせるかが肝であります。

今後、本日の理事会への報告を踏まえて、災害時における市との連携協力に係る協定や個別の覚書等の締結に向け準備していく。市との協定締結につきましては、4月28日開催予定の令和3年度第1回通常理事会にて議案上程を予定している。

[質疑等の要旨]

なし。

その他

事務局から以下の内容について説明した。

・令和3年2月までの予算補正について

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後2時16分に閉会した。